

CONTENTS

こんなことが決まりました ……	2
請 願 ・ 陳 情 ……………	5
こんな質疑がありました ……	5
意見書の提出 ……………	6
審議された案件 ……………	6
一 般 質 問 ……………	7
議 会 活 動 日 誌 ……………	8

発 行 者 片 品 村 議 会
 発 行 責 任 者 邊 野 順 一
 編 集 委 員 ◎ 吉 野 賢 治
 ○ 星 野 育 夫
 萩 原 日 郎
 後 藤 正 一
 有 限 公 司 野 村 印 刷 所


片品村

議会だより

PHOTO
 片品村消防団出初式

平成17年1月31日発行

第103号

謹賀新年

議長 田邊順夫
 副議長 星野育夫
 総務・文教常任委員会
 委員長 吉野賢治
 副委員長 星野司治
 入澤登喜夫
 吉野平一
 萩原一志
 田邊順一
 民生・観光常任委員会
 委員長 萩原日郎
 副委員長 千明金造
 星野完治
 角田政弘
 星野長命
 産業・建設常任委員会
 委員長 須藤正一
 副委員長 吉野幸勳
 星野幸男
 星野育夫

こんなことが決まりました

歳計現金不足額に関し

調停の申立を提起する

ことになりました

尾瀬高原リゾート株式会社が砂防ダム建設費用として財団法人民間都市開発推進機構から建設資金の借入れを行う際に、金融機関の債務保証が条件であるため、利根郡信用金庫が債務保証を行うに当たり、損失の保障を承諾の条件として念書の提出を求められ平成七年三月に片品村は念書を提出しました。

尾瀬高原リゾート株式会社

社が途中から資金返済を滞らせたため、利根郡信用金庫は一括代位弁済を行いました。これにより利根郡信用金庫から片品村に対して念書履行の通知を受けましたが、村では議会の承諾を得ていないので支払いはできない旨の通知を行いました。

しかし、利根郡信用金庫は平成十四年十二月二十日に村の定期預金に対して相殺を行いました。

その後、直接または弁済上を通じて相殺金の返還を

お願いしましたが、返還の意思がないとのことですので、今回調停の申立を行い返還を求めます。

申立の内容ですが、当事者は沼田市東原新町の利根郡信用金庫理事長角田芳雄で、申立の趣旨は、当事者に対して平成十四年十二月二十日に片品村の定期預金を相殺金に充てるために相殺をした五、八五九万二、九〇六円の返還を求めるところです。

また、事件に関する取扱いの方針として、弁護士を代理人としたいという内容と、この調停において目的が達成することができず、又は必要があるときは訴訟を提起することができるというものです。さらに、調停又は訴訟において必要があるときは適当と認める条件で当事者と和解をすることができるといいます。

役場庁内の機構改革が行われます

なお、平成十七年四月一日から新しい体制で業務が行われます。

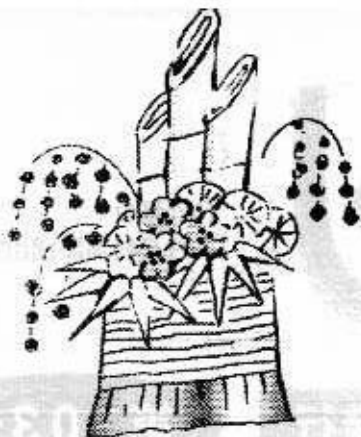
国の行財政計画により地方分権はますます進展する中で、各自治体は地域のニーズに合わせ個性ある地方自治を作り上げること、行政の効率化を図り充実した組織を作る必要があるために行われるもので、以前から片品村行財政改革推進本部の中で庁内の機構改革の検討を進めてきました。

現行▽

総務課・税務課・住民課・保健課・経済課・建設課・むらづくり観光課・事業課・ダム対策課・団体事務局・教育委員会事務局・議会事務局

改正後▽

総務課・住民課・保健福祉課・生活環境課・農林建設課・むらづくり観光課・事業課・団体事務局・教育委員会事務局・議会事務局



四役の給与を減額

村長、助役、収入役及び教育長の給料については、一昨年と昨年三月に見直しを行い一〇%の引下げを実施してきたところですが、長引く厳しい財政状況等を勘案して四役の給料の見直しについて特別職等報酬審議会に諮問をし、その答申を受けて、今回改正するものです。

今回の改正では、村長が

特別職の報酬を減額

非常勤の特別職の報酬については平成九年以来大幅な改正が行われておらず、常勤の特別職及び議員については平成十四年から十五年にかけて引下げを行っています。

利根郡内の町村の状況や財政状況等諸般の事情を勘案して報酬の見直しについて、四役と同様に特別職等報酬審議会に諮問をし、その答申を受け、今回改正するものです。

審議の中では、利根郡内の状況等を参考に、減額されている町村もあること、村長あるいは議員等の報酬等の減額を勘案した結果、今回は一〇パーセントの削減ということで答申をいただき、それに基づいて報酬

六万七千六百円から五万七千五百円(▲一五%)に、助役が五万四千三百円から四万七千八百円(▲一三%)に、収入役が五〇万六千四百円から四十五万一千円(▲一〇%)に、また、教育長については四十九万五千円から四十四万六千円(▲一〇%)に減額されます。

なお、これら改正後の額は平成十七年一月一日から適用されています。

の額を改正するものです。
改正後の主な特別職の報酬の額(年額)

教育委員長	九千九百円
教育委員	五千八百円
農業委員長	六千六百円
農業委員	二千六百円
選挙管理委員長	八千二百円
選挙管理委員	五千二百円
代表監査委員	五千七百円
監査委員	三千三百円
交通指導員隊長	八千八百円
交通指導員	三千三百円
区長	八千八百円
区長代理	三千三百円
組長均等割	四千五百円
組長世帯割	五千四百円
消防団長	二万四千円
消防副団長	二万九千円
消防ラップ長	一〇千九百円
消防分団長	七千三百円
消防班長	二万二千円
消防団員	一六千円

(編数の関係で必ずしも一〇%の減額とならないものもあります)

平成十六年度の一般会計の補正額は一三三万八千円の減額

一般会計補正予算(第三号)

一般会計の補正は、補正前の総額三八億九、七七八万三千円から一三三万八千円を減額し、その総額が三八億九、六四九万九千円とされました。

歳入では県支出金の減額、歳出では農林水産業費の減額が大きなものとなっています。

歳入及び歳出(単位:千円)
補正前三八億九、七七八万三千円
補正額 △一三三万八千円
補正後三八億九、六四九万九千円

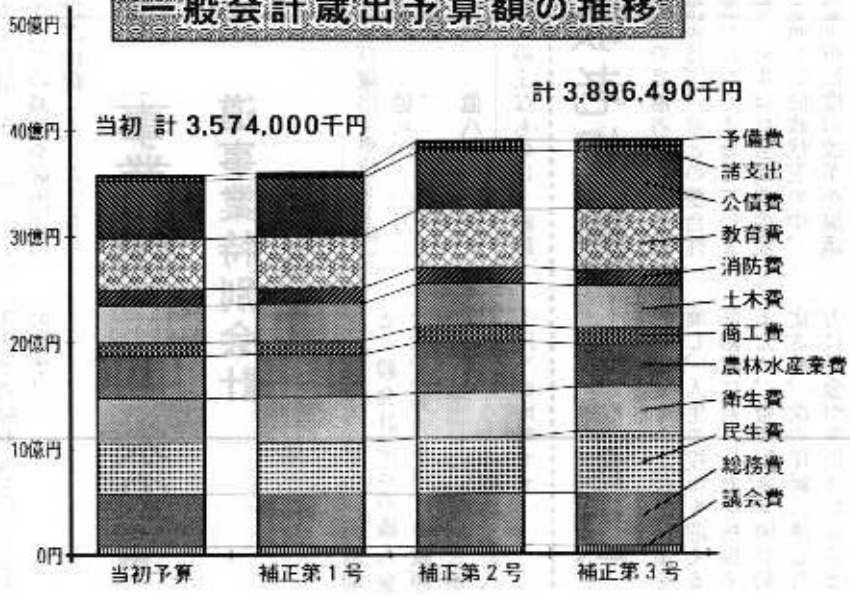
歳入の主なものは、村税(△三、三五〇万円)、国庫支

出金(△三、〇二万七千円)、村債(△一、六一〇万円)等を増額し、県支出金(△五、五二〇万五千円)を減額するものです。

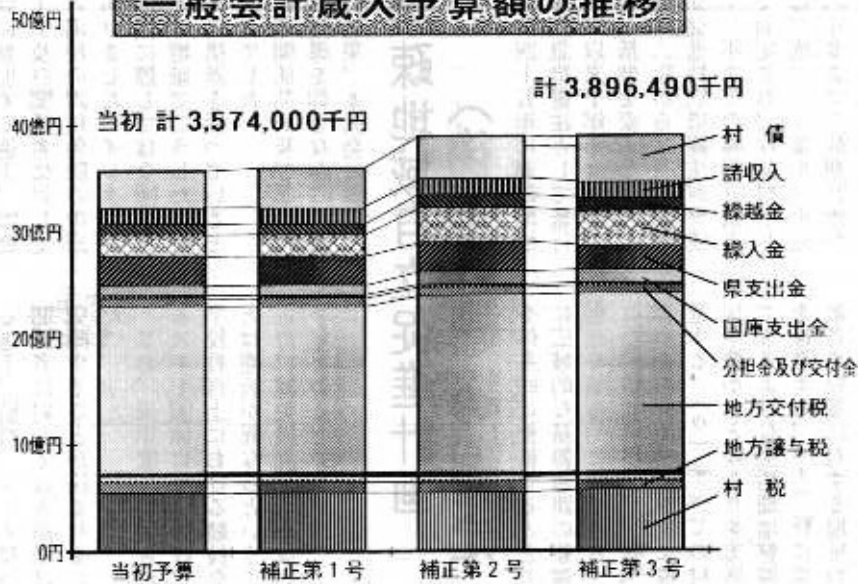
歳出の主なものは、民生費でねんりんピック開催委

託料(九九〇万円)、衛生費で老人保健特別会計への繰出金(一、〇〇四万五千円)、教育費の国体準備費(△、八八四万円)の増額です。また、農林水産業費の新山村振興事業を次年度へ繰り延べたことによる減額(△七、三〇七万四千円)です。

一般会計歳出予算額の推移



一般会計歳入予算額の推移



国保事業は一三九万円の増

国民健康保険

特別会計補正予算（第二号）

歳入及び歳出（単位：千円）
 補正前 六億八七一六万
 補正額 一三九万〇〇〇
 補正後 六億八八五五万

歳入の主なものは、国民健康保険税滞納繰越分（一

〇万円）の増額などです。歳出の主なものは、退職者高額医療費負担金（二五〇万円）の増額と老人保健医療費拠出金（△一三三万円）の減額などです。

老保事業は一、二三九万円の増

老人保健特別会計

補正予算（第二号）

歳入及び歳出（単位：千円）
 補正前 六億一六二六万五
 補正額 一、二三九万二
 補正後 六億一八六五万七

歳入の主なものは、一般

会計繰入分（一〇〇四万五千円）による増額です。歳出の主なものは、医療費給付費負担金（一、三三九万七千円）の増額です。

簡水事業は八万円余の増

簡易水道事業特別会計

補正予算（第二号）

歳入及び歳出（単位：千円）
 補正前 一億二七二八万九
 補正額 八万六千六
 補正後 一億二七三七万五

今回の補正は配水池の水

位状況を的確に送信して、れる監視装置の修繕費（一、二八万六千円）が主なものであり、財源として損害保険取納金（八八万七千円）が充当されます。その他は、

下水道事業も八万円余の増

下水道事業特別会計

補正予算（第二号）

歳入及び歳出（単位：千円）
 補正前 億八四〇〇万〇
 補正額 八万八千八
 補正後 億八四〇八万八

歳入の主なものは、繰越

金（七七万四千円）の増額と一般会計からの繰入金（△六八万六千円）の減額です。歳出については人事異動に伴う人件費（八万八千円）の増額です。

敬老祝金制度を創設

本村の高齢者に対する福祉施策は、国、県との整合性を図りながら実施していますが、近年は社会構造の変化と厳しい財政状況の中、社会保障制度の改革が議論されるなど、高齢者を取り巻く環境も変わってきました。また、老後を安心して生活するための介護保険制度等の改正も予定されています。

この敬老年金と長寿祝金を廃し、人生の祝年を迎える高齢者に対し長寿を祝福するため、敬老祝金条例が制定され、次の年齢に達した方に祝金が支給されることになりました。

祝金の額と年齢

- 七十七歳 五、〇〇〇円
- 八〇歳 一〇、〇〇〇円
- 八八歳 二〇、〇〇〇円
- 九〇歳 三〇、〇〇〇円
- 九九歳 五〇、〇〇〇円
- 一〇〇歳 三〇〇、〇〇〇円

そこで、今後のサービスの安定と他の施策との均衡を図るため、現行支給して

インハイ関係者の入湯税の免除措置

今年開催されるインターハイスマー大会について

先に群馬県の本大会の実行委員会から片品村宛てに本

大会に参加する選手、監督、コーチ及び関係者に対しての入湯税の課税免除の申請がありました。インターハイ開催に際しては全国ほとんどの地域でこうした課税免除の措置を採っているとのことでした。

村の関係部局及び県の税政に指導を仰ぎながら協議した結果、本大会に参加する選手、監督、コーチ及び関係者に対しては入湯税は免除することが決まりました。

なお、来年度に開催されるスキー団体については、学校教育上における競技会とは趣旨が異なるということで、減免措置は行わない予定とのことです。

過疎地域自立促進計画（後期計画）の制定

昭和四十五年に過疎地域対策緊急措置法として施行されて以来十年毎に法律の目的と基準を変えながら、平成十二年からは過疎地域自立促進特別措置法が平成二十一年までの期限立法として制定され、片品村としては平成十二年度から平成十六年度までの前期計画が策定され実施されているところ。

今回の計画は、平成十七年度から平成二十一年度までの五年間の後期計画として、県の指導を仰ぎながら策定されたものです。計画の柱として、次の六項目が掲げられました。

- (ア) 観光と農業を主体とした産業の振興を図り、魅力ある安定した雇用の場及び所得の確保を図り若者の定住を推進する。(イ) 村民の生活道路及び観光道路
- を体系的に整備するとともに広域的な基幹道路の整備促進を積極的に推進する。
- また、情報通信基盤の整備、都市との交流を積極的に推進する。(ウ) すべての村民が豊かさとゆとりを実感できるように生活環境整備を推進する。(エ) 特に高齢者や児童に対する福祉の増進を図り、全ての村民が安心して暮らせる村づくりを推進する。(オ) 保健、医療施設の整備を図るとともに保健予防活動等をより一層推進する。(カ) 社会教育、学校教育の施設の整備を図るとともに地域の魅力や特性を再認識し地域文化の振興を図り、個性豊かな地域づくりを推進する。



請願・陳情

12月定例会に提出された請願及び陳情は6件でした。所管委員会に付託され、結果は次のとおりです。



国道一二〇号線須賀川地区

道路改良に関する請願書について

所管 産業建設常任委員会

陳情者

須賀川組長

星野孝男 他十二名

《採決》 採 択

○審議の経過及び意見

須賀川橋は幅員が狭く大型車の通行に支障をきたしている状況です。また、この橋の付近はクラック状に

※なお、「三位一体改革と農林水産関係国庫補助負担金改革に関する要請書」「安全で安心なむらづくりの推進条例の制定に関する要請書」「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する陳情」「W

急カーブが連なり、事故が多発しています。特に、冬期間は除雪した雪により幅員は更に狭くなり、歩行者にも危険があります。生徒、児童の通学や住民の安全確保と交通事故防止のために道路改良が必要であるという意見でした。

TO・FTA交渉に関する陳情「全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める陳情書」については、所管の常任委員会から詳細な調査及び審査を要する旨の報告がありました。

その他の主な議決事項

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議

今回の改正は、市町村配置分合を起因とした承継団体が退職手当支給事務の共同処理する場合の扱い及び伊勢崎市、赤堀町、佐波郡東村、境町が合併協議に基づき平成十七年一月一日から組織団体である赤堀町、佐波郡東村、境町が廃され

利根東部衛生施設組合規約の変更

平成十七年二月十三日から、白沢村及び利根村を廃しその区域を沼田市に編入することにより利根村が本組合を脱退し、沼田市が利根村の地位を継承する形で組合の構成団体となるため、本組合の規約を変更するも

こんな質疑がありました

調停を提起する前に話し合いを

質問 (萩原日郎議員) 調停の申立をする前に、もう一度、利根信に村から

できなかつた場合には訴訟を提起するということがあるが、ここまで文書化して

事前に話をしたい

答弁 (村長) 考えられる訳で、その状況如何によっては訴訟ということもあり得るかと思うが、これは行政が一方的な判断のもとにやる訳にもいかな

教育長の給与が一般職の給与を下回ることはないのか？

質問 (萩原日郎議員) 改正によって教育長の報酬が一般職員の給与を下回るといふようなことはないのか。

手当まで含めると上回ることもある

答弁 (総務課長) 一般職員の本俸だけで捉えた場合については、今の段階では若干教育長の方が上回っている状況になる。

但し、手当等を含めた場合については職員の方が上回ることもある。

質問 (萩原日郎議員)

こういうことは法律上問題ないのか、そして、村長としての見解はどうなのか伺いたい。

意見書が可決され各関係大臣等に提出されました

◆平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書(要旨)

「三位一体の改革」は、真の地方分権の確立に向けた改革であり、地方公共団体が自主的・自立的な財政運営を行えるようにするための改革である。

「三位一体の改革」に係る政府・与党合意は、地方交付税の改革として、平成十七年度、平成十八年度は、地域において必要な行政課題については、適切に財源措置を行うなど、「基本方針二〇四」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の確保を確保する」と明記している。

また、「基本方針二〇四」は、「財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実体を踏まえつつ、地方交付税の算定などを通じて適切に対応する」と明記

しているところである。これは平成十六年度の地方交付税について理不尽にも大幅な削減が行われ、我々の国に対する信頼関係を損ねたことの反省に立って、明記させたものと理解している。

◆農林水産業費国庫補助負担金改革に関する意見書(要旨)

農林水産関係の施策は、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮など農林水産業・農産漁村の果たすべき役割に鑑み、国と農産漁村が連携して実施することが不可欠であります。

また、財政力の弱い市町村においては、農林水産関係補助金が削減されると、地域に必要な農林水産関係施策の実施が困難となる恐れがあります。

さらに、改革案では、地域にとって必要不可欠な採算医療を支える医療関係補助金や三大都市圏等の市街他区域内での農住まちづく関係係補助金も削減対象

とされており、大いに懸念されるところであります。よって、農林水産関係の国庫補助負担金改革にあたっては、廃止ではなく、農林水産省が平成十七年度概算要求に盛り込んだ統合交付金他、省庁連携強化などの措置により地域の自主性や裁量が十分発揮できるように仕組みへの転換を行いつつ、農業・農村の現場に必要な施策が確実に講じられるよう措置するよう強く要望する。

農林水産大臣 宛

十二月定例会

(十二月九日～十七日)

審議された案件

- 陳情及び請願について(六件)
- 片品村課設置条例の一部を改正する条例について
- 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 調停申立等の提起について
- 利根東部衛生施設組合規約の変更について
- 片品村過疎地域自立促進計画(後期計画)の制定について
- 平成十六年度片品村一般会計補正予算(第二号)について
- 平成十六年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第二号)について
- 平成十六年度片品村老人保健特別会計補正予算(第二号)について
- 平成十六年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第二号)について
- 平成十六年度片品村下水道事業特別会計補正予算(第二号)について
- 片品村敬老祝金条例の制定について
- 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 村長、助役、収入役等の諸給与条例の一部を改正する条例について
- 教育長諸給与条例の一部を改正する条例について
- 平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書
- 農林水産業費国庫補助負担金改革に関する意見書
- 一般質問
- 閉会中の継続調査申し出について
- 字句等の整理委任について
- 陳情を除き、全案件とも原案どおり可決、承認されました。

●自立計画と実現について●

星野育雄議員

村長は広報かたしなで行政改革として、一つ、村内四つの保育所、小学校、給食センター、民芸館等の各施設については、将来、統合等考慮した上で効率的な運営管理を検討する。二

つ、観光事業のオグナほかカスキー場、尾瀬ロッジなども民間管理などを考慮した上で検討する。三つ、各団体等への補助金、各種事業の負担金、手数料、使用料等の見直しをする。四つ、

庁内機構改革を検討する中で職員配置も検討し、現在いる一般行政職員一〇〇人を十年間に三〇人削減し七〇人にする。五つ、議員定数も減員する方向で検討する、と公約しました。本村の財政状況を分析すると経常収支比率は七五％以下が望ましいのに八六・六％です。公債費比率は一三から一三％以下が望ましいのに二〇％を超えています。

一般質問

一般質問とは、議会に提出され審議の行将について、対象となつていない事件、事務執行の状況や方針などについて、来部の方針などについて、あるいは事実の報告や説明を求めるといいます。



す。この財政運営は長期的視野に立つて財政構造の弾力性の確保が十分図られているとは言えないと思えます。

地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福利の増進に努めるとともに最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければなりません。人件費、物件費などの内部管理費は極力節減し、より多くの財源を普通建設事業費などの投資的経費や福祉事業費などに住民に還元される経費に振り向ける必要があります。

今後とも地方交付税や各種補助金などの削減により、歳入の減少は避けられないと思われまふ。自立計画においては人件費の削減は避けて通れない問題だと思ひます。特に観光施設事業の赤字が村の財政悪化の大きな原因になっていきます。

真の地方分権型社会を実現するため、中央依存型画一的な地方行政から住民一人一人の顔が見える温もりが感じられるような地域を創造していく行政への転換

一日も早く先の見えるような方向に持って行きたい

答弁(村長)

な原因になっていきます。そこで次の五点について、具体的な数と金額及び何時どのように実行するかという実行計画を提示して下さい。一つ、特別職及び職員の数と報酬。二つ、村議会の数と報酬。三つ、村営観光施設事業等の民間委託。四つ、小学校の統廃合。五つ、各団体等への補助金、各種事業の負担金、手数料、使用料等の見直し。

今後、村長も議会も村民も新しい村づくりのために一丸となって努力しなければなりません。村長の自立計画と実現について適切な考えを聞き、議会としても自立推進特別委員会を作り、行政や村民とともに希望の持てる村づくりを努力したいと考えております。村長の前向きな答弁をよろしくお願ひします。

が、今、求められているのではないかと思ひます。私たちが目指すべき地域社会は住民一人一人が人間的尊厳を保ち、そしてまた自主的に判断し意欲を持って行動する社会であると、今、考えています。

こうした視点から地域住民の役割は、自立的な地域社会において個人で出来ることは個人自らが自助努力で行って、個人では出来ないことは家族や地域の取り組みで共助しながら解決を図る。それでも解決できない問題は行政が担う。こういったことが基本だと考えています。

住民はサービスの受け手であるのみならず行政と共に働しながらサービスの提供や地域づくりの担い手として主体的に活動をし、住民自治の拡充に向けて積極的に取り組んでいくことが期待されています。また、行政としては住民の目線に立つた行政サービスや地域づくりを進めて行くために施策は出来る限り住民に身近なところで行うことが求められています。

また、今回条例の一部改正をお願いした非常勤職員の報酬等についても、特別職報酬等審議会に諮問をいたしましてご検討していただいた結果、答申を受けまして今回改正に至った訳です。

この他にも十六年度予算でも削減できるものについては、その都度実施しているところであり、これからそのように努めて行きたいと考えています。

的に判断しなければならぬものについては計画的に行うことが必要ですので、片品村総合計画や過疎計画などと整合性を図りながら検討して行きたいと考えています。

行政改革についても、例えば、給食センター等についても、今後民間委託が出来るかどうかが、一歩二歩踏み込んで調査を重ねていきます。さらに尾瀬ロッジについても、引き続き民間委託、あるいは先の方向性等について、ご相談をさせていただきながら、一日も早く先の見えるような方向に持って行きたいと考えています。

また、議員の定数等も含めてあらゆる分野で、今、考えています。現在、片品村の行政問題審議会等も開かせていただき、村でも職員定数の問題、あるいは村営施設等の問題等々、合わせて諮問をさせていただいているところです。

その他、実行計画ということですが、数字的な面は現在お示しすることはできませんが、私の考え方も含めて、後日、報告させていただきます。

なお、自主自立に向かつて議会の皆さんも、そして村民も行政も一丸となって

群馬県の地域社会には固有の歴史や伝統文化等を礎として成り立ってきた温もりのある集落や自主的に実践されている小さな自治活動が、今、存在しております。こうした集落の活力を将来に渡って維持し住民の絆を深め、また新たな人間関係の絆を創出していくことが市町村の活力となり、引いては群馬県そのものの活力に繋がるものではないかと考えています。

このため住民に最も身近な市町村こそ地方分権を担う中核と位置付けられると思ひます。市町村は住民生活や地域に密着した行政を総合的に担うべき最も身近な政府として、自己決定自己責任の原則に基づいて地域の在り方について住民の意見を反映しながら住民監視の下に自立的な行政運営を行っていくことが期待されています。

ご質問のとおり、片品村は自立で行くことが決ま

仲良く、頑張って行こうという話がありました。特に自立の推進委員会を立ち上げて、さらに強固に行政と一緒に歩んで行こう、というお話であった訳で、大変有り難いお言葉をいただいた。

たということを理解していません。

これからも色々の面で、そういった考えやアイデアをいただきたいと思えます。

第六回臨時議会 (十月二十八日)

片品村職員の寒冷地手当に 関する条例の一部改正

人事院は八月六日に国に対し平成十六年度国家公務員の給与について勧告を行いました。その後、十月二十二日に寒冷地手当を含む一般職給与法の改正案が衆議院本会議にて可決されたことに伴い、本村でも人事院勧告どおり寒冷地手当の改正をするものです。

主な改正点は、支給区域の見直し、支給額の変更、支給方法の変更です。支給

第七回臨時議会 (十一月九日)

教育委員会委員の任命

片品村教育委員会の萩原岳雄委員が平成十六年十一月十一日に任期満了となるため、後任として松田清江さん(鎌田)が委員として任命されました。

松田さんは、人格、識見共に教育委員として適任者であるということで、議会でも同意されました。

議会を傍聴してみませんか



議会定例会は三月、六月、九月、十二月の年四回開催されます。議会が開かれている間で、村民の皆さんが都合のよい時間に傍聴することが出来ます。

E-mail: gikai@vill.katashina.gunma.jp

傍聴を希望する方は、議会事務局までお問い合わせ下さい。

電話 五八〇二二一九 (ダイヤルイン)

※ご意見、ご要望もお待ちしております。

片品村 議会事務局



議会活動日誌

- 12・1 正副委員長会議
- // 全員協議会
- 6 観光施設事業運営委員会
- // 戸倉ダム対策委員会
- 9 降雪祈願祭
- // 第8回定例会(閉会)
- 13 総務文数常任委員会
- // 民生観光常任委員会
- // 産業建設常任委員会
- 15 オグナほか安全祈願祭

- 15 武尊牧場スキー場安全祈願祭
- // サエラスキーリゾート安全祈願祭
- 16 利根東部衛生施設組合議会
- 17 歳計現金調査特別委員会
- // 全員協議会
- // 第8回定例会(閉会)
- 18 尾瀬戸倉スキー場安全祈願祭
- 22 観光協会理事会
- 24 スキー学校開校式
- 1・6 片品村消防団出初め式
- // 片品村新年賀詞交歓会
- 7 沼田警察署初点検
- 9 片品村成人式

- 13 利根沼田広域圏定例議員協議会
- 14 群馬県町村議会議長会理事会
- 24 沼田合同庁舎使い始め式
- 25 小学校冬季交歓会受入式
- 28 スノーアートコンテスト審査委員会
- // 利根沼田公衆衛生協会表彰式



編集後記

▼心配された年末年始の降雪ですが、新年を直前に控え、やっと雪に恵まれ、最悪の状況からは何とか逃れることができました。しかし、冬休み前半においては宿泊のキャンセル等少なからず影響があったものと思われ、本村の景気への影響が懸念されるところです▼昨年は国内外において多くの災害に見舞われましたが、新年を間近に控え、インド洋スマトラ沖大地震と大津波の発生により、二〇万人を超える死者を出すなど、人類史上稀に見る大災害まで発生しました。その被害の甚大さには目を覆うものがあり、被災者の皆様には申し上げる言葉もありません。亡くなった方々のご冥福をひたすらお祈り申し上げるばかりです▼さて、十二月定例会では、課設置条例の一部改正や調停の中立の提起、十六年度予算の補正などが審議されました▼自治体財政の困窮が更に進む中、四月からはいよいよ機構改革が実施されることになりました。役場内部の管理経費を極力抑え、少ない予算を、最大限、住民福祉へ注ぎ込めるよう努力していただきます。片品村は、インターハイ開催という大きな行事を目前に控えています。本紙が皆様にも届く頃にはすでに終了していると思いますが、是非とも成功裡のうちに開催できることを切に願うものです。(賢治記)